

令和元年5月

# 管内状況報告書

広島地方裁判所

## 目 次

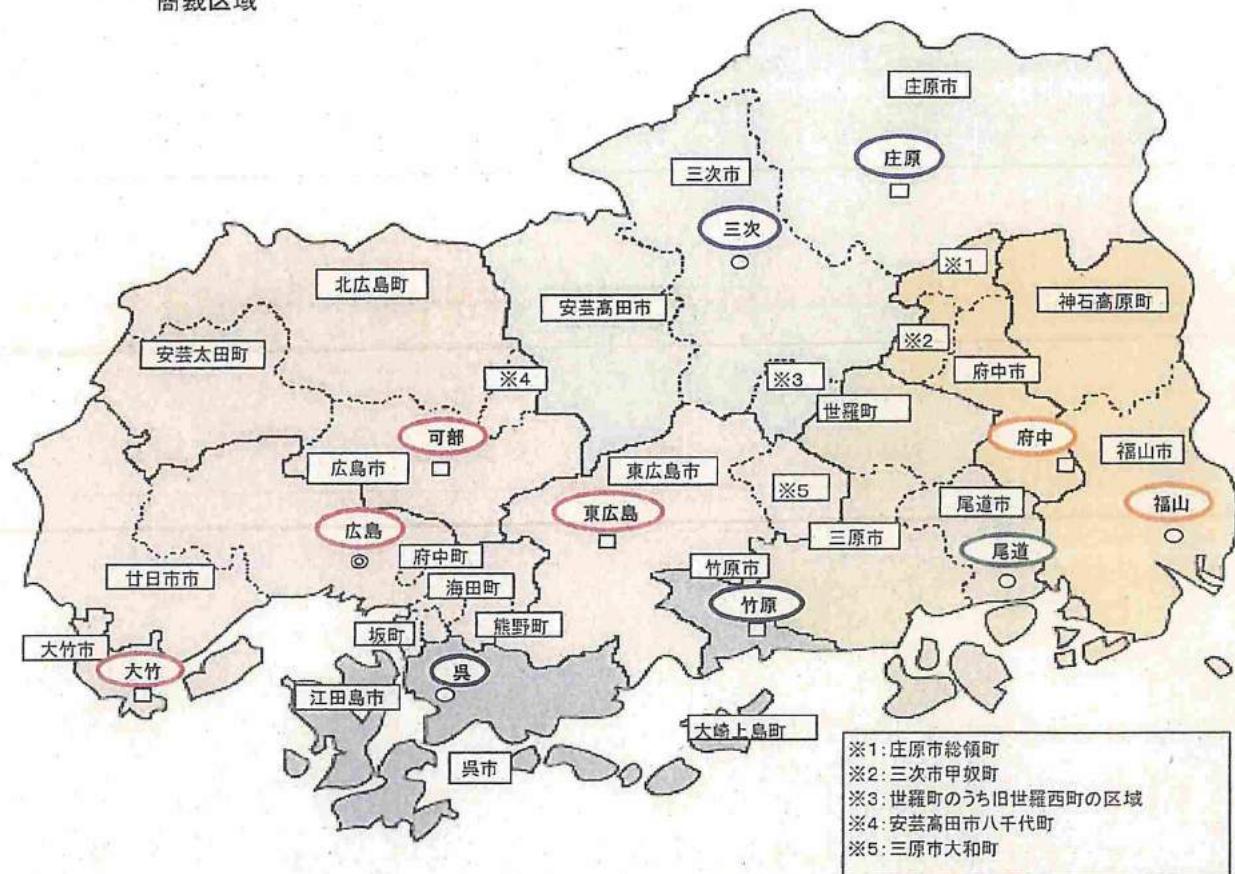
<b>第1 組織</b> .....	1
1 管轄区域図 .....	1
2 本庁組織図 .....	2
3 職員数 .....	2
<b>第2 民事部関係</b> .....	3
1 民事部(訴訟部)の特徴 .....	3
2 事件処理状況(訴訟) .....	5
3 民事部(専門部)の特徴 .....	8
<b>第3 刑事部関係</b> .....	11
1 裁判員裁判事件について .....	11
2 刑事訴訟事件全体について .....	14
<b>第4 簡裁関係</b> .....	17
事件処理状況 .....	17
<b>第5 その他</b> .....	19
1 広島弁護士会 .....	19
2 法テラス広島 .....	20

第1 組織

## 1 管轄区域図

◎本庁・簡裁・検審所在地  
○支部・簡裁・検審所在地  
□簡裁所在地  
-----市町村区域  
\_\_\_\_\_簡裁区域

- 本庁管内
- 呉支部管内
- 尾道支部管内
- 福山支部管内
- 三次支部管内

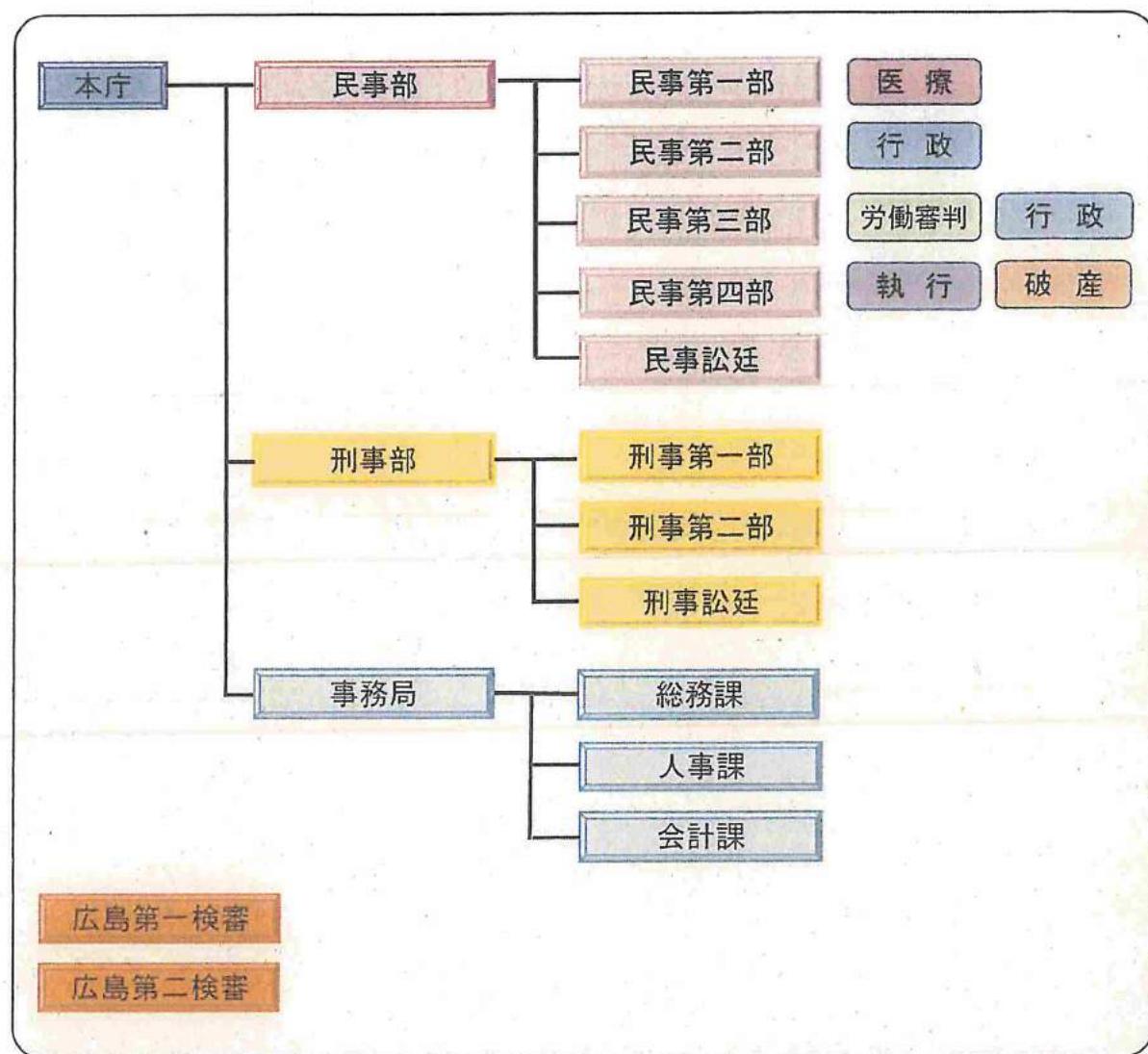


	本庁	呉	尾道	福山	三次	合計
人口(人)	1,686,592	273,874	232,379	512,665	109,780	2,815,290
面積(km <sup>2</sup> )	3,222.17	614.84	965.66	1,231.65	2,445.14	8,479.46
合議	○	○		○		
執行取扱	○			○		
労働審判取扱	○			○		
弁護士数	478	25	20	63	8	594
司法書士数	361	32	37	84	22	536

※ 人口は平成31年2月末日現在の数値

※ 弁護士数及び司法書士数は平成31年4月現在の数値

## 2 本庁組織図



## 3 職員数

(平成31年4月1日現在)		
裁判官 (※)	広島地裁本庁(広島簡裁を除く。)	25
	支部(呉、尾道、福山、三次)	9
	簡易裁判所(広島、4支部、6独簡)	15
一般職		293

※家裁本務の裁判官は除く。

## 第2 民事部関係

### 1 民事部(訴訟部)の特徴

民事通常事件のほか、次のとおり専門事件を集中して事件処理

#### 医療関係訴訟事件集中部(H19. 4~)

##### ● 民事第1部

###### (1) 5病院との協力関係構築

医療従事者等と法曹との間で、病院見学、パネルディスカッション、医療従事者の法廷傍聴等を実施

###### (2) 札幌地裁との鑑定人候補者推薦ネットワークの相互利用

仙台地裁との鑑定人候補者推薦ネットワークの相互利用

###### (3) 事件動向

新受件数……H28年・14件、H29年・18件、H30年・20件  
H31年(3月まで)・3件

#### 行政訴訟事件集中部

##### ● 民事第2部

##### ● 民事第3部

新受件数……H28年・39件、H29年・40件、H30年・44件  
H31年(3月まで)・9件

#### 労働審判事件(及び異議事件)集中部(H20. 4~)

##### ● 民事第3部

新受件数……H28年・35件、H29年・27件、H30年・36件  
H31年(3月まで)・9件

##### <参考>

福山支部における処理状況 ※ H29. 4から労働審判事件の取扱い開始

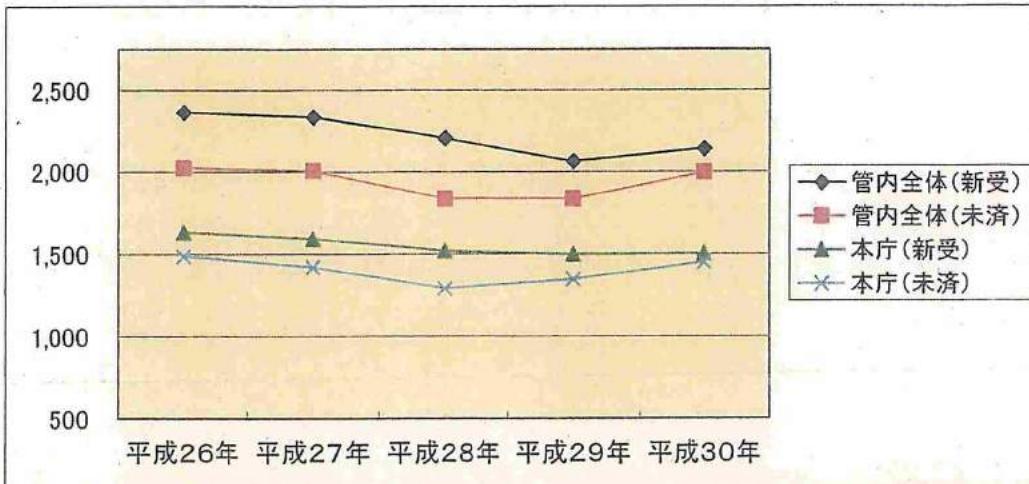
新受件数……H29年(4月~12月)・8件、H30年・15件  
H31年(3月まで)・5件

特殊事件の係属状況（H31. 3. 31現在）【受理順】

事件名	原告数 (累計)	原告数 (係属中)	担当部
			民事第3部
			民事第1部, 第3部
			民事第1部
			民事第2部
			民事第1部
			民事第3部
			民事第2部
			民事第1部
			民事第3部
			民事第3部
			福山支部
			民事第3部
			尾道支部
			民事第3部
			民事第3部
			尾道支部
			尾道支部

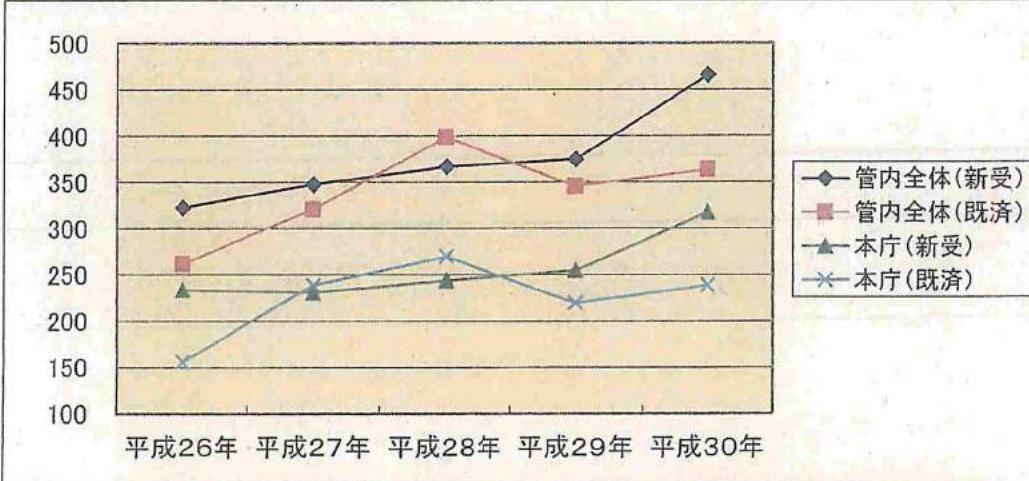
## 2 事件処理状況(訴訟)

### (1) 民事第一審通常訴訟事件の処理状況(地裁)



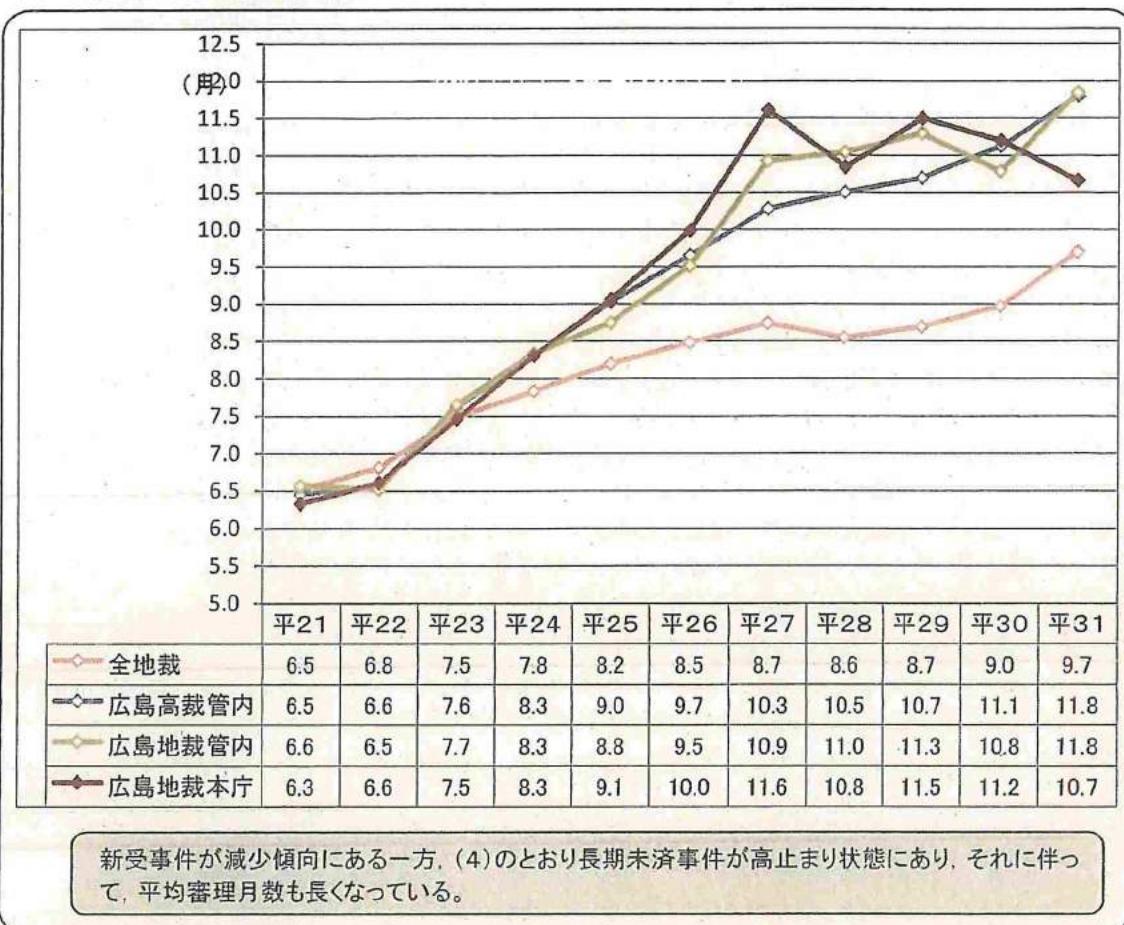
新受は、平成21年(4527件)をピークに減少し、平成29年には平成21年の約46%となつたが、平成30年に下げ止まつた。なお、平成30年は、年度の後半に新受が減少した支部があるものの、年間の新受件数からみると、広島地裁全体としては、同年7月豪雨の影響は少なかつたと考えられる。

### (2) 民事訴訟事件(交通事故損害賠償事件)の処理状況(地裁)

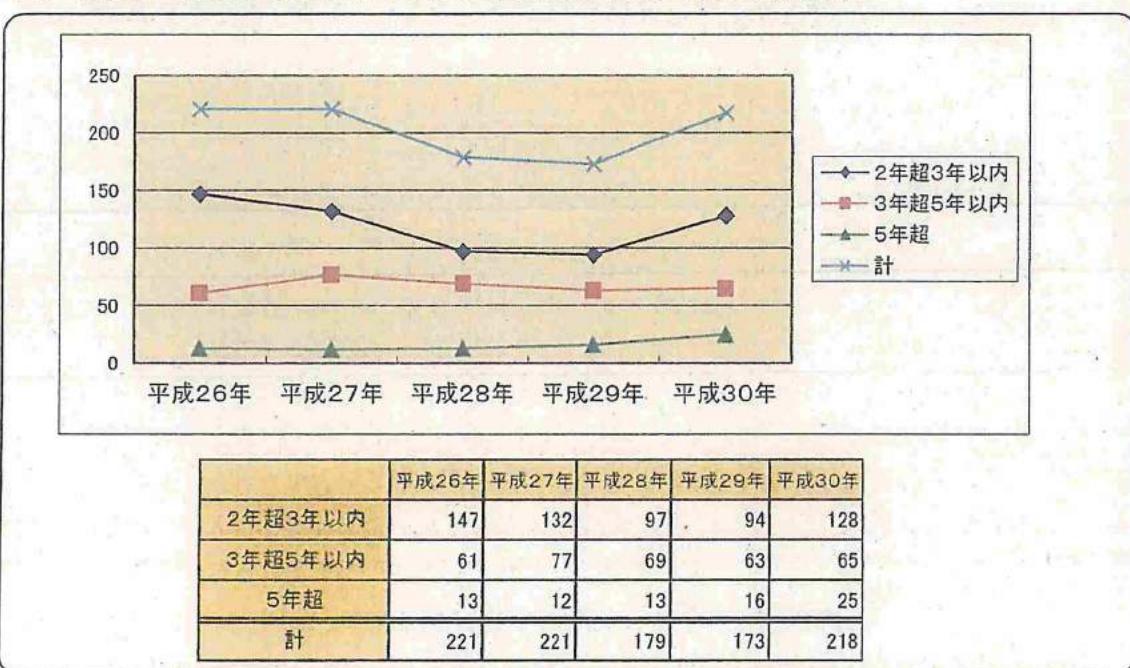


民事訴訟事件は、(1)のとおり、新受が平成29年まで減少傾向にあったが、交通事故損害賠償事件については、管内全体で増加している。

(3) 既済事件平均審理月数(ワ号)



(4) 民事第一審通常訴訟の未済事件の審理期間内訳表(広島地裁管内)



(5) 民事第一審通常訴訟事件の処理状況表(平成30年)

	新受	既済	未済	既済率	未済事件係属状況					
					未済累積度	対新受件数比 (未済率)	未済事件平均審理期間 (月)	長期未済係属状況 (%)	未済改善率	未済事件合議率 (%)
本庁	1,505	1,402	1,452	0.93	1.54	0.96	12.2	11.3%	0.88	21.3%
呉	130	140	96	1.08	1.19	0.74	12.3	16.7%	0.89	13.5%
尾道	110	97	102	0.88	1.38	0.93	11.4	7.8%	0.70	/
福山	342	285	309	0.83	1.33	0.90	11.2	9.4%	0.80	5.8%
三次	54	44	39	0.81	0.59	0.72	6.2	2.6%	1.19	/
広島地裁 合計・平均	2,141	1,968	1,998	0.92	1.45	0.93	11.9	10.9%	0.87	17.0%
全地裁 合計・平均	138,441	138,677	100,686	1.00	1.00	0.73	10.5	8.9%	0.97	15.2%
平成29年 広島地裁 合計・平均	2,065	2,078	1,825	1.01	1.42	0.88	11.3	9.5%	1.00	17.2%

【未済累積度】

全国平均(1.00)との対比で未済の累積状況を見る指標

◆算出方法

$$\text{未済累積度} = \frac{\text{未済件数} \times \text{未済事件平均審理期間}}{\text{新受件数} \times \text{全国平均未済率} \times \text{未済事件全国平均審理期間}}$$

(対全国比)

※全国平均未済率は、全地裁の未済件数÷新受件数

【未済改善率】

前年に比べて未済の累積状況がどのように改善したのかを計る指標

◆算出方法

$$\text{未済改善率} = \frac{\text{前年度の未済件数} \times \text{前年度の未済事件平均審理期間}}{\text{今年度の未済件数} \times \text{今年度の未済事件平均審理期間}}$$

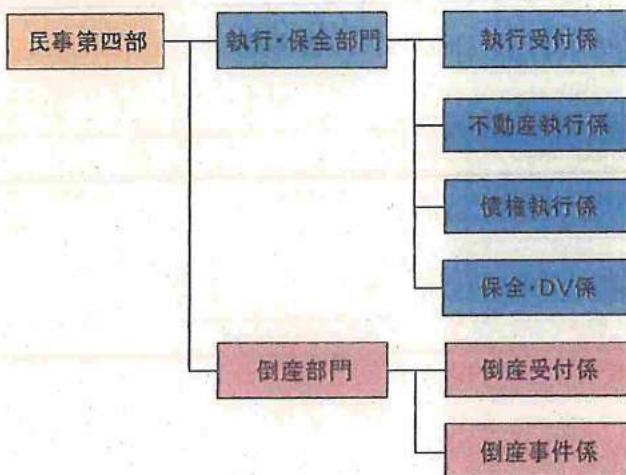
(対前年比)

### 3 民事部(専門部)の特徴

#### 取扱事件

- 民事執行事件、民事保全事件、配偶者暴力等に関する保護命令事件、倒産事件（破産、民事再生、特別清算、会社更生）、民事・商事非訟事件及び調停事件
  - ※ 民事・商事非訟事件は民事訟廷事件係の書記官が担当
  - ※ 調停事件は、調停係の書記官が担当

#### 事務処理態勢



#### 取組状況

##### ● 秘匿情報の取扱いに関する事務処理要領の作成

民事第4部では、秘匿情報の取扱いについて、各係で簡単な処理要領を作成し、また、訴訟事件を中心として平成27年12月に当庁で作成された事務処理要領も参考にしながら事務処理をしていた。しかし、秘匿情報の重要性に鑑み、非訟事件の特徴を考慮した事務処理要領を作成する必要が生じたことから、倒産係は、平成28年11月に処理要領を作成(31.1.30改訂)し、執行係は、共通部分と個別部分に分けて、各事件の種別ごとに処理要領を作成(31.1.7改訂)し、現在、それぞれに基づいて事務処理を行っている。

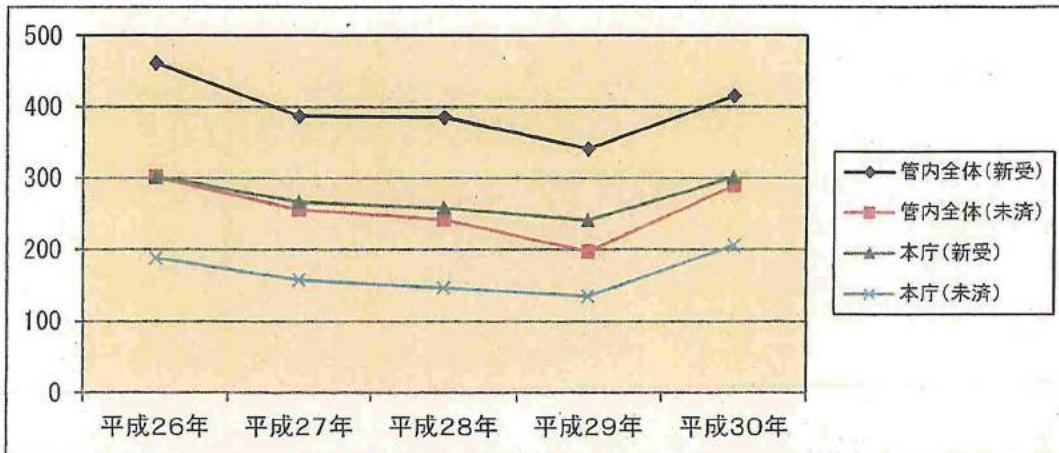
##### ● 競売市場修正率の見直し

競売市場修正率については、マンション等を除き50%で運用していたところ、より適正な評価となるよう、売却率や乖離率等のデータを分析し、評価人候補者と裁判所との間で協議を重ね、平成29年4月以降一律70%で運用することとした。

##### ● 破産事件における同廃・管財振分け基準の見直し

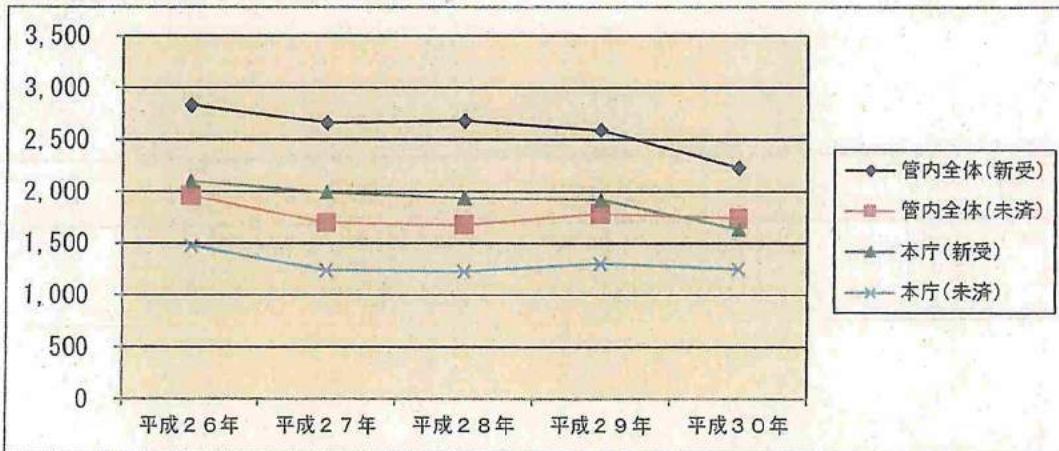
同時廃止事件と管財事件の振分け基準について、当庁では、財産総額60万円を基準としていたが、平成28年度の民事執行事件及び倒産事件担当者等協議会での協議を踏まえ、個別財産20万円を基準とする見直しを行った。新たな振分け基準は、広島弁護士会との協議も行った上で、平成30年1月1日から運用を開始している。

## (1) 不動産執行事件の処理状況



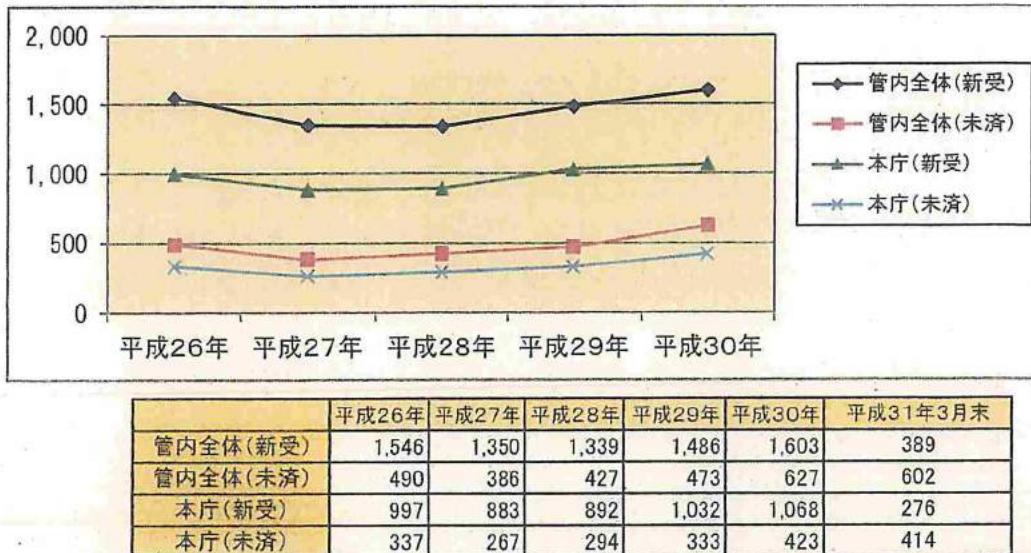
新受は継続して減少していたが、平成30年は、本庁及び福山支部とも、前年比で増加した。平成31年は、3月末時点では減少傾向で推移している。

## (2) 債権執行事件の処理状況



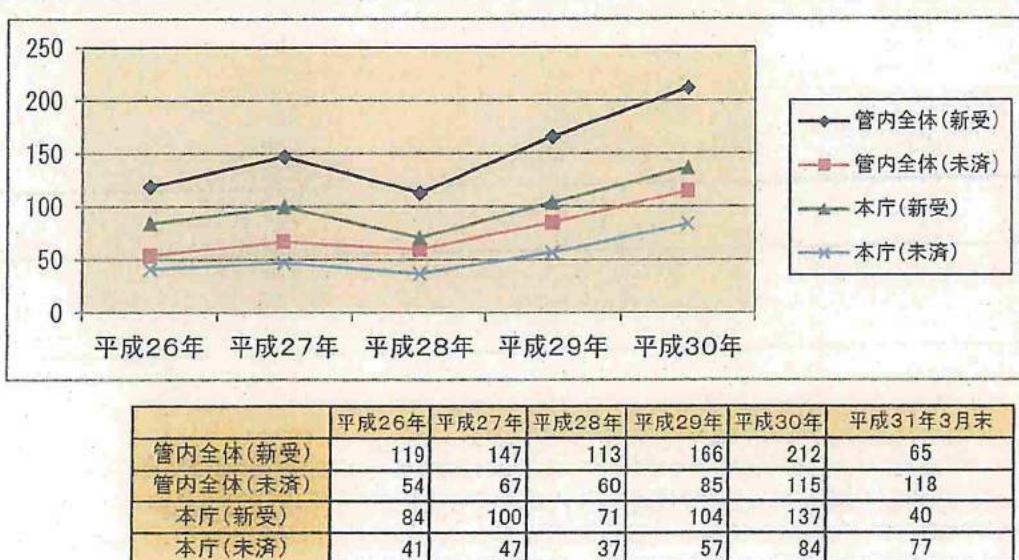
新受は、増減を繰り返しながら一定水準で推移していたが、平成30年は、前年比で約14%減少した。

### (3) 破産・民事再生事件(含会社更生)の処理状況



新受は、平成15年をピークとして年々減少していたが、平成29年に増加に転じ、本庁では、4年ぶりに1000件を超えた。平成30年も、前年比で増加している。

### (4) 個人再生(小規模・給与)事件の処理状況



新受は、平成28年に前年比で約23.1%減少したが、平成29年以降は大きく増加した。平成30年は、平成27年と比較しても約44.2%増となっている。

### 第3 刑事部関係

#### 1 裁判員裁判事件について

##### (1) 裁判員裁判の実施状況

	新受	既済	未済
平成21年	23	4	19
平成22年	36	24	31
平成23年	33	34	30
平成24年	29	36	23
平成25年	39	31	31
平成26年	23	36	18
平成27年	34	28	24
平成28年	16	22	17
平成29年	16	22	12
平成30年	28	9	31
累計	277	246	

※ 実人員

##### (2) 新受

###### ● 罪名別新受内訳

罪名	広島地裁		全地裁	
	新受人員	比率	新受人員	比率
殺人	78	27%	2,995	22%
強盗致傷	50	18%	3,214	24%
傷害致死	31	11%	1,181	9%
(準)強制わいせつ致死傷	27	10%	1,061	8%
(準)強制性交等致死傷	25	9%	963	7%
集団(準)強姦致死傷	4	1%	79	1%
現住建造物等放火	29	10%	1,355	10%
強盗致死(強盗殺人)	14	5%	331	2%
強盗・強制性交等	8	3%	494	4%
保護責任者遺棄致死	6	2%	76	1%
偽造通貨行使	3	1%	232	2%
危険運転致死	5	2%	202	1%
覚せい剤取締法違反	4	1%	1,078	8%
その他の特別法犯	0	0%	412	3%
総数	284	100%	13,673	100%

※ 平成30年12月末までの延べ人数

覚せい剤取締法違反の比率は低いものの、殺人や傷害致死の重大犯罪及び性犯罪の比率が全地裁に比べて高い。

(3) 既済

● 判決人員と平均審理期間

判決人員(広島地裁)		(内訳)
合計	233人	平成21年 4人 (うち控訴3人)
		平成22年 24人 (うち控訴6人)
		平成23年 34人 (うち控訴22人)
		平成24年 33人 (うち控訴21人)
		平成25年 30人 (うち控訴13人)
		平成26年 36人 (うち控訴13人)
		平成27年 28人 (うち控訴12人)
		平成28年 22人 (うち控訴12人)
		平成29年 22人 (うち控訴9人)
		平成30年 8人 (うち控訴5人)

	自白・否認の別	広島地裁		全地裁	
		判決人員	平均審理期間 (月)	判決人員	平均審理期間 (月)
平成21年	自白	2	4.5	114	4.8
	否認 (否認率)	2 (50.0%)	6.8	28 (19.7%)	5.6
平成22年	自白	12	9.0	970	7.4
	否認 (否認率)	12 (50.0%)	12.8	536 (35.6%)	9.8
平成23年	自白	8	6.2	885	7.3
	否認 (否認率)	26 (76.5%)	10.7	640 (42.0%)	10.9
平成24年	自白	7	7.1	806	7.2
	否認 (否認率)	26 (78.8%)	12.6	694 (46.3%)	11.7
平成25年	自白	12	9.0	725	7.1
	否認 (否認率)	18 (60.0%)	11.5	662 (47.7%)	10.9
平成26年	自白	17	7.4	644	7.0
	否認 (否認率)	19 (52.8%)	12.1	558 (46.4%)	10.6
平成27年	自白	13	7.6	623	7.4
	否認 (否認率)	15 (53.6%)	11.7	559 (47.3%)	11.2
平成28年	自白	7	7.1	568	8.0
	否認 (否認率)	15 (68.2%)	12.8	536 (48.6%)	12.1
平成29年	自白	14	8.7	449	7.9
	否認 (否認率)	8 (36.4%)	12.4	517 (53.5%)	12.1
平成30年	自白	6	6.0	496	7.7
	否認 (否認率)	2 (25.0%)	6.9	531 (51.7%)	12.3

全国に比べて、否認事件の割合が高く、控訴率も高い。

#### (4) 選任手続

##### ● 裁判員候補者名簿登載者数

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
広島	5,800	4,700	4,100	3,600	3,900	7,400	7,800	6,800	4,600	4,600
全地裁	344,900	315,940	285,530	259,200	236,500	233,800	224,900	233,600	233,300	233,300

##### 平成27年度からの名簿登録者数

平成26年度までは、翌年度に予想される裁判員裁判対象事件数に基づいて算出していたが、平成27年度からは、直近3年分の選定候補者の実績平均をもとにし、名簿使用率(おおむね56パーセント)も勘案して、必要な余力をもつた名簿登載者数を算定している。

##### 平成29年度からの名簿登録者数

平成28年6月に改正公職選挙法が施行され、満18歳以上は選挙権を有するところ、満20歳未満の者は裁判員法15条1項各号に掲げる者とみなし、裁判員候補者名簿を調整したときは直ちにそれらの者を消除しなければならない(改正公職選挙法附則10条1項及び2項)。そこで、平成29年度からは、満18歳及び満19歳の者を消除することを見越し、その分(人口割合等を勘案して約1.9パーセント)を上乗せして名簿登録者数を算定している。

##### ● 裁判員候補者選任状況等

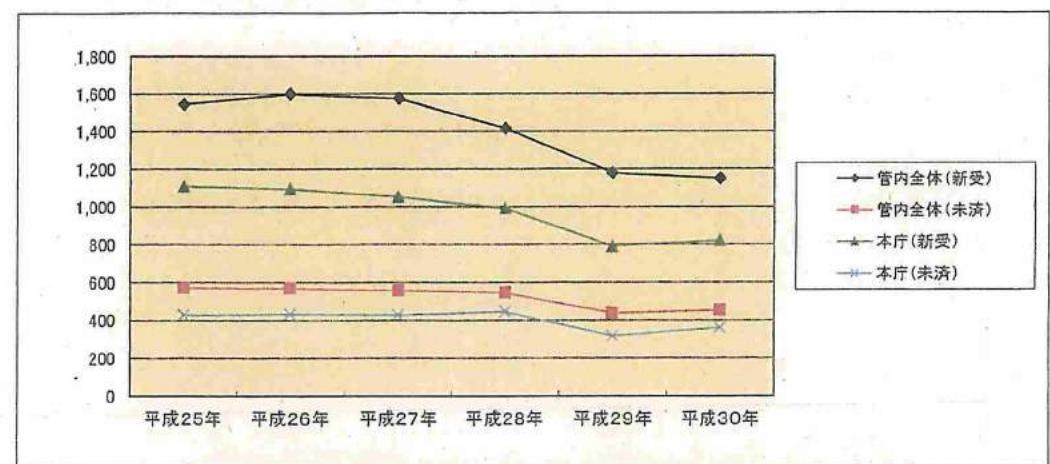
※ 制度施行～H30. 12末

	選定数 (A)	呼び出さない措置等	呼出数 (B)	呼出取消 等 (C)	出席を求められた候補者(D) (B-C)	出席者数 (E)	出席率 (F) (E/A)	出席率 (G) (E/D)	選任された裁判員の数	選任された補充裁判員の数
広島地裁(人) ※( 241 )	27,717	9,060	18,657	9,807	8,850	6,642	24.0%	75.1%	1,400	540
平均(人)	115.0	37.6	77.4	40.7	36.7	27.6				
全地裁(人) ※( 11541 )	1,173,888	344,664	829,224	373,316	455,908	329,914	28.1%	72.4%	66,407	22,580
平均(人)	101.7	29.9	71.9	32.3	39.5	28.6				

※判決人員

## 2 刑事訴訟事件全体について

### (1) 刑事訴訟事件の動向(裁判員裁判を含む。)



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
管内全体(新受)	1,546	1,599	1,576	1,417	1,181	1,151
管内全体(未済)	574	571	559	548	438	454
本庁(新受)	1,111	1,096	1,055	994	792	822
本庁(未済)	430	435	430	447	318	362

本庁、管内ともに新受は若干の増減はあるものの、減少傾向にある。

### (2) 刑事訴訟事件の処理状況(裁判員裁判を含む。)(平成30年度)

	新受	既済	未済	既済率	未済事件係属状況					
					未済累積度	対新受件数比(未済率)	未済事件平均審理期間(月)	長期未済係属状況(%)	未済改善率	未済事件合議率(%)
本庁	822	778	362	0.95	2.41	0.44	6	5.2	0.86	26.5
呉	63	74	15	1.17	1.15	0.24	5.3	13.3	1.14	6.7
尾道	59	62	19	1.05	0.76	0.32	2.6	0.0	1.56	/
福山	186	195	52	1.05	0.56	0.28	2.2	0.0	2.13	11.5
三次	21	26	6	1.24	0.26	0.29	1	0.0	2.20	/
広島地裁合計・平均	1,151	1,135	454	0.99	1.90	0.39	5.3	4.6	0.96	22.7
全地裁合計・平均	69,027	68,163	21,653	0.99	1.00	0.31	3.5	1.4	0.99	14.7
平成29年広島地裁合計・平均	1,181	1,291	438	1.09	1.81	0.37	5.3	2.7	0.65	10.8

※ 未済改善率は、前年と比較したもの

(3) 裁判員裁判以外の刑事訴訟事件について(本庁)

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
新受	合議	74	77	70	26	24	29	30
	単独	1,015	995	1,003	995	955	747	729
	合計	1,089	1,072	1,073	1,021	979	776	759
既済	合議	82	98	116	63	47	98	31
	単独	1,106	934	939	969	908	801	703
	合計	1,188	1,032	1,055	1,032	955	899	734

本庁刑事部では、裁判員裁判施行後、裁判員裁判を中心として公判期日の指定等が行われているところ、単独事件等の進行が滞留しないように、各裁判体においてスケジュール管理を徹底して事件処理に取り組んでいる。

(4) 医療観察法事件について

	検察官による42条1項の決定を求める申立て(33条1項)	指定医療機関の管理者による退院許可又は入院継続確認(49条1項、2項)	対象者等による退院許可又は医療の終了(50条、55条)	保護観察所の長による処遇の終了又は通院期間延長(54条1項、2項)	合計
平成21年	6	51	5	3	65
平成22年	12	58	4	0	74
平成23年	9	52	10	1	72
平成24年	9	56	14	0	79
平成25年	8	56	8	0	72
平成26年	6	59	2	1	68
平成27年	7	63	5	0	75
平成28年	7	52	2	1	62
平成29年	5	55	1	4	65
平成30年	8	54	2	0	64

※ 新受件数

平成20年、県内に指定入院医療機関が整備(33床)され、以後、同機関からの入院継続の申立てが大半となっている。

(5) 準抗告事件(429条)について

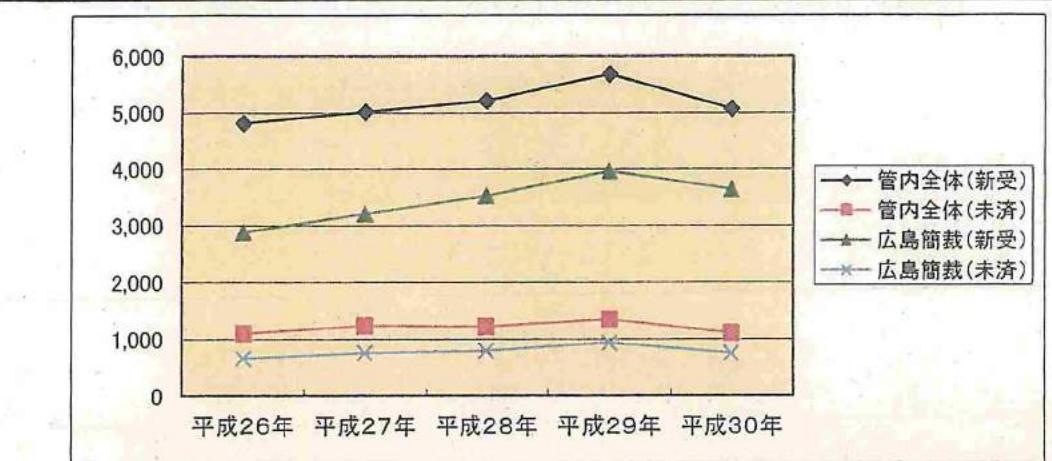
	全地裁総数	広島地裁数	広島地本庁	広島地 呉支部	広島地 尾道支部	広島地 福山支部	広島地 三次支部	
平成26年	9,570	221	158	22	7	31		3
平成27年	10,323	219	147	31	4	34		3
平成28年	10,868	203	165	21	2	14		1
平成29年	11,166	204	162	9	4	26		3
平成30年	13,263	220	167	4	8	38		3

広島地裁本庁においては、平成28年度は前年比12%増加し、平成29年度以降はほぼ横ばいの状況となっている。

## 第4 簡裁関係

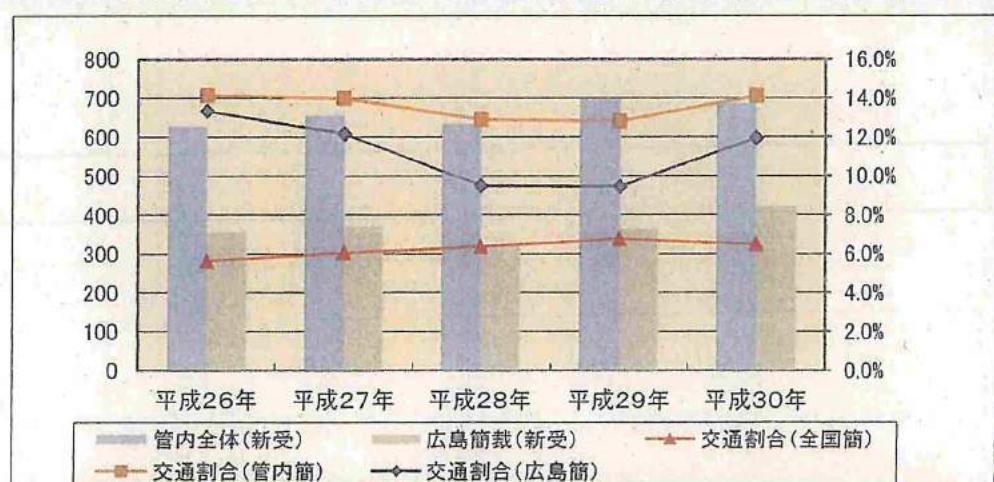
### 事件処理状況

#### (1) 民事訴訟事件(通常訴訟, 少額訴訟, 少額訴訟判決異議訴訟)の処理状況(簡裁)



新受は、平成21年をピークに平成26年まで減少した。平成27年から増加傾向に転じたものの、平成30年は再び減少した。平成30年と前年を月別で比較すると、7月以降に大きく減少しており、平成30年7月豪雨が影響しているものと考えられる。

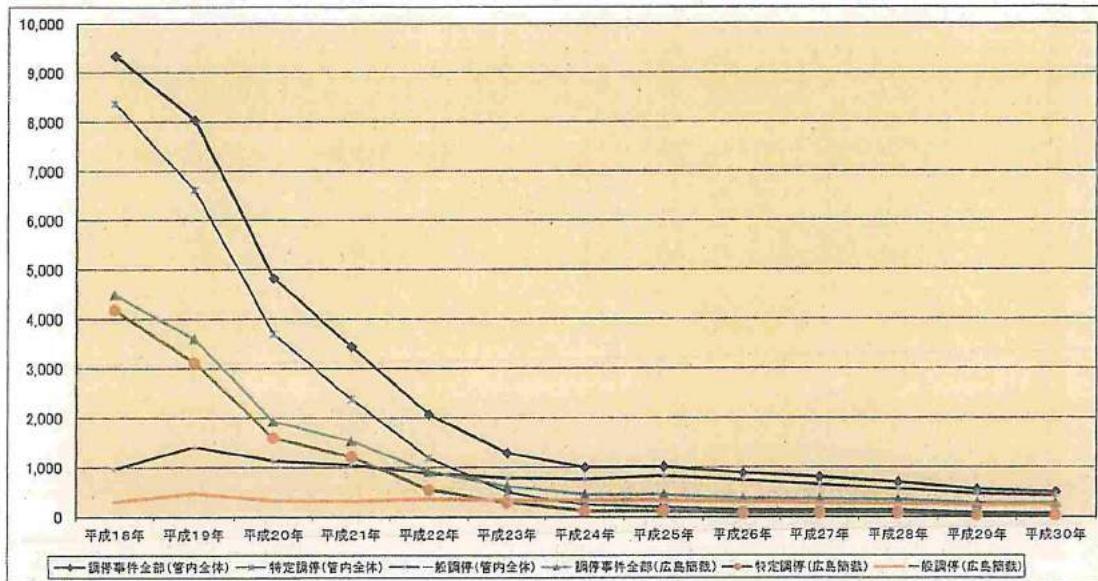
#### (2) 民事通常訴訟事件(ハ号)の内、交通事故損害賠償請求事件の受理状況等(簡裁)



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年3月末
管内全体(新受)	627	655	633	696	685	167
広島簡裁(新受)	356	370	320	362	422	97
交通割合(全国簡)	5.6%	6.1%	6.4%	6.8%	6.5%	6.3%
交通割合(管内簡)	14.1%	14.0%	12.9%	12.8%	14.1%	13.5%
交通割合(広島簡)	13.3%	12.2%	9.5%	9.5%	11.9%	11.4%

管内の交通事故損害賠償事件の新受件数は、増加傾向を示していたが、平成30年は若干減少した。管内の新受全体に占める交通事故損害賠償事件の割合は、全国平均を大きく上回っている。

(3) 民事調停事件(調停全部、特定調停、一般調停(特定調停以外))の新受件数の推移(簡裁)



	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年3月末
調停事件全部(管内全体)	9,347	8,048	4,833	3,445	2,076	1,293	1,007	1,017	883	800	703	556	503	153
特定調停(管内全体)	8,381	6,629	3,698	2,391	1,201	503	245	191	136	140	137	85	74	20
一般調停(管内全体)	966	1,420	1,135	1,054	875	790	762	826	747	660	566	471	429	133
調停事件全部(広島簡裁)	4,496	3,606	1,938	1,548	920	626	459	452	378	367	347	281	280	69
特定調停(広島簡裁)	4,187	3,128	1,602	1,222	554	290	125	117	76	85	84	43	43	10
一般調停(広島簡裁)	309	478	336	326	366	336	334	335	302	282	263	238	237	59

新受は、特定調停がピークに達した平成15年を境に減少に転じ、近年は大きく減少している。一般調停も、平成22年から平成25年までは、ほぼ横ばいで推移したが、平成26年以降は減少している。

なお、平成30年7月豪雨災害後、特例によって申立手数料が免除された調停申立ては、平成31年3月末までに、管内全体で5件あった。また、広島簡裁では、同災害後、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく特定調停の申立てに関する事務処理要領を策定し、対応することとしている(平成31年3月末時点では、その申立てはない。)。

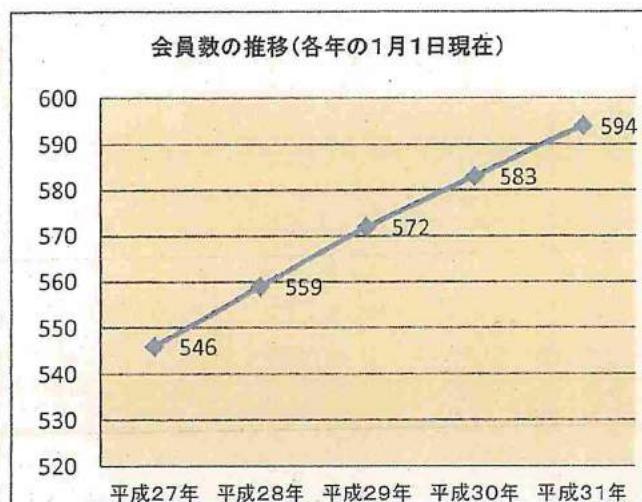
## 第5 その他

### 1 広島弁護士会

#### 会員数等

地区	人数	弁護士1人当たりの管内人口(人)
合計	594	4,740
広島地区会	478	3,528
呉地区会	25	10,955
尾道地区会	20	11,619
福山地区会	63	8,138
三次地区会	8	13,723

※平成31年4月1日現在



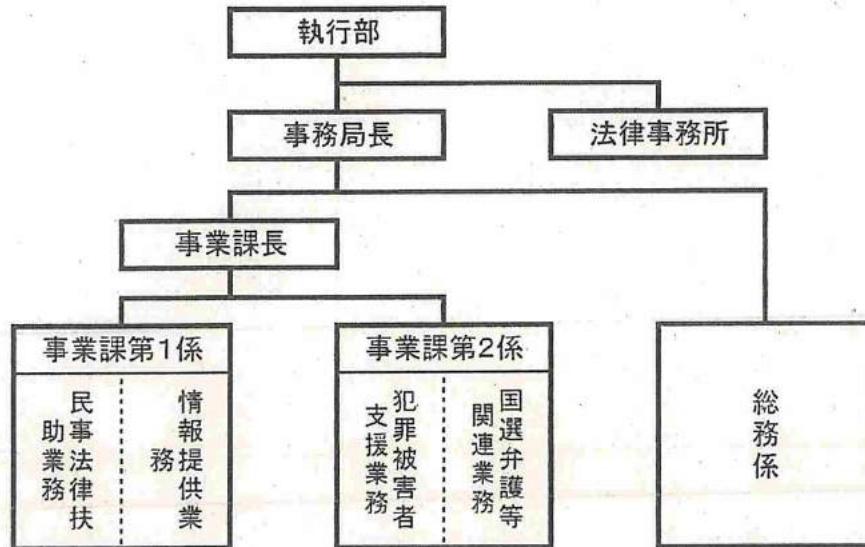
※平成31年は4月1日現在

委員会名	弁護士委員
広島地方裁判所委員会委員	1人
第一審強化方策広島地方協議会委員	19人
簡裁判事推薦委員会委員	2人

## 2 法テラス広島

### 組織

- ・ 執行部(所長1人、副所長4人)
- ・ スタッフ弁護士3人(広島2人、呉1人)

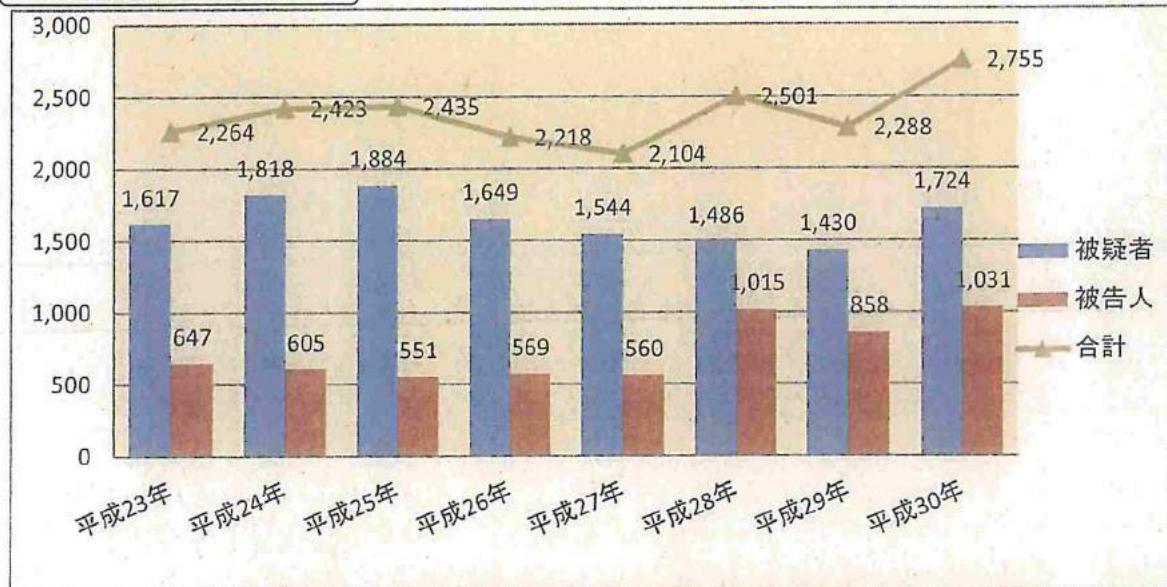


### 国選弁護士契約率

H31.4.1現在、契約率 73.2% (435人／594人)

<参考…H25 72.4%, H26 75.6%, H28 74.1%, H30 74.2%>

### 国選弁護業務取扱件数



	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
被疑者	1,617	1,818	1,884	1,649	1,544	1,486	1,430	1,724
被告人	647	605	551	569	560	1,015	858	1,031
合計	2,264	2,423	2,435	2,218	2,104	2,501	2,288	2,755
月平均	189	202	203	185	175	208	191	230